

小学督業巡視功程書に関する若干の考察

— 長崎県庁文書を中心として —

平 田 宗 史

(1971年9月10日 受理)

(一) はじめに

小学督業は、明治16年8月公布の文部省達第16号をもって、文部省が各府県に設置を奨励した学事（教育内容、教育方法等を主とする）に関する指導監督機関である。これは、設置義務はなかったけれども、明治23年10月、郡視学が各府県に設置されるようになるまで、多くの府県で自主的に設置されたのである。それ故、小学督業の設置方法、職務規程、その他は、地方によって異なっていた。しかし、小学督業は、その担当区域の小学校を巡回し、学事に関して指導監督することを共通の主たる職掌としていた。そして、巡回後学事の状況を、地方によって異なるけれど、府知事県令、学務課長、師範学校長、郡長等々に報告しなければならなかった。その報告書が、巡視功程書である。

この小論は、この巡視功程書を分析することを主たる目的とする。ところで、この巡視功程書を分析する意味は、2つあると思われる。その一つは、巡視功程書を分析することによって、小学督業の職務と役割を具体的に知ることが出来る。その二つは、巡視功程書を分析することによって、明治16～23年ごろまでの我国における近代学校発足当時の学校教育の実態を知ることが出来る。この二つの意味で、小学督業巡視功程書の分析は重要である。

(二) 小学督業の全国的な概況

文部省は、明治14～15年ごろになると、地方で自主的に設置されていた教育内容、教育方法等を主とする指導監督機関⁽¹⁾の設置の必要を感じて、府県にそれらの設置を奨めるようになった。そして、明治16年8月、達第16号を以て、「小学校ノ教員ヲ益々改良スルハ目下緊要ノ事ニ有之」との理由で、「教員講習所ヲ設ケ又督業訓導ヲ置ク等適宜計画シ其施設ノ規則方法等取調」べ、伺出よう府県に指令したのである。翌明⁽²⁾

治17年3月4日、達第4号をもって、督業訓導の名称を小学督業に改称するように指令し、3日後の3月7日には、その改称理由を、普通学務局長は、「督業訓導ノ儀ハ主トシテ小学校教員ノ授業等ヲ監督スルノ職務ニ有之然ルニ督業訓導ノ名義ニテハ小学校訓導以上ノ准官等ヲモ附シ難ク随テ待遇上彼是権衡ヲ失シ實際不都合ノ次第有之趣往々相聞候ニ付今般当省第四号達ヲ以テ其名称改定相成候儀ニ有之候就テハ右小学督業等ノ准官等ハ訓導教諭ノ准官等内ニ於テ適宜取調御同出相成可存候此段及御通知候也」と、府知事県令に通知したのである。さらに、同日、達第5号で、「小学督業任用及ヒ⁽³⁾転免ノ節ハ開申スヘキ」旨を指令したのである。そして、これ以降、種々様々に呼ばれていた教育内容、教育方法等を主とする指導監督機関⁽⁴⁾の名称が、小学督業という名称に統一された。

小学督業の設置は、各地方の自主性に委せられていた。そこで、設置した府県もあれば、未設置のところもあり、同一府県内においても、設置している地域もあれば、設置していないところもある。小学督業を設置しているところは、明治17年には、兵庫県、佐賀県を初めとして16府県で、その総数は72名である。明治18年には、20数府県に達し、91名となる。明治19年には、20数府県で、85名と相変らず多い。ところが、明治20年になると、小学督業を廃止するところが多くなり、10県余りの42名と激減する。そして、明治21年、22年になると、小学督業を設置する府県はますます少なくなり、設置しても、経費のかかる郡単位に専務の小学督業を置くのではなく、師範学校教諭に兼務させるか、或は、県に1～2名程度置くにすぎなくなる。小学督業激減の大きな原因は、明治18年8月の太政官布告第25号で、明治19年度より、区町村費が節減されたからであるが、その詳細については省略する。⁽⁵⁾

文部省は、小学督業の設置方法、職務、資格、給与その他については規定しなかった。そこでそれらについては、設置地域ごとに、種々様々であった。先ず、小学督業の配置方法をみるに、それは地方によって異

なっていたけれど、次のように類型できるのである。

- (1) 郡単位に小学督業を設置する方法である。さらに郡単位に小学督業を置く方法は、三つに分けられる。郡役所に専任の小学督業を設置する場合と、学務担任書記に小学督業の職務を兼務させる場合と、高等小学校長に小学督業の職務を兼務させる場合との三つである。
- (2) 師範学校に小学督業を置く方法である。さらに、これは、三つに分けられる。師範学校に専任の小学督業を置く場合と、師範学校教員に小学督業の職務を兼任させる場合と、附属小学校教員にそれを兼任させる場合である。
- (3) 県に小学督業を、1～2名、設置する方法である。
- (4) 県を数区、又は、数十区に分けて、各々の区に小学督業を設置する方法である。
- (5) 県と郡区、師範学校と郡区、それぞれに小学督業を設置する方法である。

以上のように、小学督業の設置方法は、類型できるが、実に種々様々であった。⁽⁶⁾ つづいて、小学督業の職務についてみてみよう。小学督業の職務は、それを設置する地方ごとに規程されたので、地方によって、いささか差異があった。しかしながら、小学督業を設置するところでは、職務規程等を文部省に同出て許可を得なければならなかったし、文部省は官報などで、それを公布したので、各地方の小学督業の職務規程は大筋は変らなかつた。各地方の小学督業の職務規程をまとめると、小学督業の職務は、大体、次のように多数である。すなわち、受持区の小学授業法、学校の管理、学校の風儀、校舎及諸表簿、図書器械、生徒の試験等を指導監督することであり、そして、巡回して観察したことを記録して巡視功程書を作成することであった。さらに、小学授業法の指導監督の一環として、小学校教員に対して、授業法、学校管理法の短期間の講習を実施することであった。⁽⁷⁾

小学督業には、どのような資格のものが選任されたかをみると、官公立師範学校の高等科修了者か、各府県小学高等科教員免許状を所持する者を、郡区長又は学務課長の具状によって、府知事、県令が小学督業に任命するのが通例である。その人々の中でも、官立師範学校卒業者が多い。さらに、小学督業の地位と待遇をみるに、設置経過からみても分るように、一般の小学校教員よりも地位と待遇ともに高く、師範学校教諭と同程度のものであった。⁽⁸⁾

以上は、小学督業の全国的状況（実態）であるが、

つぎに、長崎県に焦点をあわせ小学督業の実態をみよう。明治18年度の県会において、某議員から、「督業訓導ハ平生如何ナル事務ヲ取り及ヒ其ノ履歴給額ハ如何」という問が發せられたのに対し、「各郡ヲ巡廻シテ教員ノ授業ヲ監督ス、月俸ハ二十三円ナリ履歴ハ官立師範学校ノ卒業ニシテ長ク本県小学校ニ奉職シ、小学教員ノ検定試験或ハ講習等ノ事ヲ担当ス」と、県の学務課員は答えている。⁽⁹⁾ しかしながら、この答では不十分であったのか、県は、さらに、「小学督業ニ就テ取調ノ結果ヲ陳述」すと、次のように詳しく報告している。

小学督業ハ管内小学ノ管理法ヲ掌ルモノニテ十七年県会ニテ決シ七月一日ヨリ実施セリ即チ七月二日県令之レヲ任命シ七月九日各郡巡回ヲ申付ケラレ、南高、北高、東彼、北松ノ各郡二十七校ヲ巡視シタリ、巡回中小学督業職務規程ニ抛リ平戸小学校ニ於テ近傍ノ学校教員ヲ召集シ各学科ノ教授法及ヒ生徒管理法等ヲ指示シタリ、八月三十一日ニ第一回本県小学校教員等学力検定委員ヲ申付ケラレ九月五日上、下県郡へ小学校教員検定試験ヲ兼ネ二郡八十六校ヲ巡視シ、巡回中蔵原十四校ニ於テ教員及ヒ補助員ヲ召集シ各学科ノ教授法及ヒ生徒管理法等ヲ指示シタリ、十二月三日北高巡回一郡三十二校ヲ巡視シ田結外四校ニ教員ヲ集メ職務規程ニ抛リ其ノ方法ヲ指示シ、三月七日第三回小学校教員第二回女児小学校教員検定試験委員ニ任シタリ⁽¹⁰⁾

二つの資料を引用したけれども、これらによって、長崎県における小学督業の大体の様子が分るのである。これらの資料をまとめると、長崎県では、明治17年7月2日、官立師範学校卒業生を月俸23円で小学督業に任命している。彼等の職務は、県下の小学校を巡回して授業法や学校管理法を指導監督したり、小学校教員の検定試験及び講習を担当することであった。ところで、つぎに長崎県における小学督業制度は、いつ施行され、どのような人物が任命されたか、そして、いつ廃止されたか等々について考察する。前に引用した資料から分るように小学督業は、明治17年7月1日設置されることが決まり、翌7月2日、小学督業が任命されている。このとき任命されたのが、近藤良蔵である。この近藤良蔵なる者は、いかなる者であるか。それを次の資料でみてみよう。

小学督業之儀ハ東京師範学校卒業生御採用可下成候得共一名ハ教育実施ノ経験ニ訓練ノ者御採用相成候方可然存候処長崎学区興善小学校一等訓導近藤良蔵ハ官立長崎師範学校ノ卒業生ニシテ明治九年以降

長崎県及ヒ本県志弼長崎ノ小学校ニ従事シ授業体熟品行端正ニシテ既ニ終身有勤ノ証書所持ノ者ニ付同人御採用相成可然ト存候御辞令按相添此段相伺候也
長崎学区上等勝山小学校一等訓導兼
中等興善小学校一等訓導中等興善小
学校長 近藤良蔵

任長崎県師範学校三等教諭

書記官御名奉

長崎県師範学校

三等教諭 近藤良蔵

小学督業申付候事

但月俸式拾参圓支給候事

明治17年7月

長崎県⁽¹¹⁾

この資料で注目すべきことの、一つは、小学督業に東京師範学校卒業生を採用しようとしたことである。これは、全国的な傾向である。そして、二つは、小学督業を2名以上設置することにし、その中の1名は、「教育実施ノ経験ニ訓練ノ者御採用相成候方可然存候」という理由で、官立長崎師範学校卒業生であり、経験豊富な教育実践家である近藤良蔵を採用したことである。三つは、実際には授業には全然タッチしなかったのであるが、近藤良蔵を長崎県師範学校三等教諭に任じ、月給23円を給していることである。すなわち、長崎においては、師範学校配置型をとったのである。

長崎県においては、前述したように、小学督業は2名以上（筆者註：たぶん、定員は2名であったであろう。）設置することになっていたであろうが、小学督業制度の発足当時、小学督業は、近藤良蔵だけである。近藤について、長崎県庁文書に名前を出すのは、清水猪六である。『学務課督業掛事務簿督学之部』に、彼が提出した小学督業巡視功程書が、4通残っている。これらの巡視功程書は、明治18年11月から明治19年6月にかけて、書かれたものである。4通の中、一番古い巡視功程書は、明治18年9月11日から10月26日まで、北松浦郡を巡視した後、提出されたものである。これから、清水猪六の小学督業の正確な就任の時期は分らないが、彼は、明治18年9月初旬か、それ以前に、長崎県師範学校三等教諭兼小学督業に任命されたものと思われる。また、彼の辞職の正確な時期も不明である。しかしながら、明治18年8月6日、「長崎県師範学校三等教諭兼小学督業清水猪六第一高等小学校長及本校長（筆者註：尋常勝山小学校校長）に任せら」れたとあるが、翌9月15日、第一高等小学校長兼⁽¹²⁾

尋常勝山小学校長 一等訓導 清水猪六は、第一高等女児小学校長尋常長崎女児小学校長を兼任することになり、辞令案には、8月6日には明記してあった「長崎⁽¹³⁾県師範学校三等教諭兼小学督業」という肩書は明示されていない。これと、明治19年6月以降、巡視功程書の見あたらないのを見ると、明治19年9月には、小学督業を辞職していたものと思われる。

清水猪六の巡視功程書が途絶えた後、近藤良蔵の巡視功程書の外に、浜田千雄のそれが、『学務課決議簿学校教員進退ノ部』に見えるようになる。彼の履歴書を見ると、彼は、「十九年九月長崎県尋常師範学校三等教諭ニ任シ小学督業ヲ命セラレ月俸式拾五円支給セラ」れている。そして、明治19年11月30日、南松浦郡巡回を命ぜられているが、筆者の調べたところ、これが彼の最初の学事巡視である。しかし、ここで注目すべきことは、彼の肩書が元尋常師範学校三等教諭小学督業浜田千雄となっていることである。小学督業設置当初からこの地位にあった近藤良蔵も、同日の巡回辞令按では、彼と同じ肩書になっている。改正の理由又は時期は分らないが、小学督業は、尋常師範学校三等教諭の肩書がなくなったのである。しかしながら、その肩書はなくなっても、巡視功程書は、尋常師範学校長を通じて県に提出されているのを見ると、小学督業は、尋常師範学校長の管轄にあったものと思われる。ところで、明治20年9月の『官報』における「長崎県学事年報摘要」の中に、「小学督業二名ハ常ニ各郡ヲ巡回セシメ規則改正ノ際ニハ其旨趣ヲ説示シ傍ラ教員授業生ヲ召集シ管理法授業法等ヲ指示シ且ツ其景況ヲ該郡長ニ報告セシメ以テ学事ノ改良ヲ図レリ」と明示してある。この記事の小学督業2名というのは、近藤良蔵と浜田千雄とを指しているものと思われる。

明治20年11月になると、近藤良蔵は、退職金（月給2ヶ月分50円）を与えられて解職され、長崎県尋常師範学校雇教員小学督業心得として、再び任用されている。浜田千雄も、明治20年11月、「右校雇教員ニ任シ⁽¹⁷⁾小学督業心得ヲ命セラレ月俸式拾五円支給セラ」れている。ところで、翌21年4月2日になると、『小学督業廃止ノ件』が提出された。それによると、「長崎県尋常師範学校雇教員小学督業心得浜田千雄、小学督業心得ヲ免ス」とあり、浜田千雄は、小学督業心得を免ぜられた。浜田と同じく、小学督業心得にあった近藤良蔵は、何時、免職になったか分らない。が、浜田千雄が免職になった後、彼の巡視の形跡は見当たらない

し、巡視功程書も提出されてない。これらから判断すると、彼も、この時期に、小学督業心得を免職になったものと思われる。そして、同時に、長崎県において3年1ヶ月間続いた小学督業制度は廃止されたものと思われる。⁽²⁰⁾

以上、長崎県における小学督業の変遷をみてきたわけであるが、これにつづいて、小学督業に任命された3名の経歴及び給与を検討してみよう。3名の中、経歴及び給与がはっきりしているのは、近藤良蔵と浜田千雄の両名である。前述したように近藤良蔵は、明治9年の官立長崎師範学校卒業生で、小学校を閲覧した教育実践家である。小学督業任命時の給与は、23円で明治20年11月の退職時には、昇給の日時は不明であるが、25円となっている。浜田千雄は、高知県出身の士族で明治17年7月東京師範学校小学師範学科を卒業している。⁽²¹⁾その後、長崎県の小学督業になる前の明治19年5月まで、札幌師範学校に勤務していた。給与は25円である。清水猪六の経歴及び給与は分らない。しかしながら、近藤の採用伺文にもあるように、小学督業には東京師範学校卒業を立前としていたので、彼は東京師範学校卒業生で、給与は近藤と同程度かそれ以上であったと思われる。つぎに、小学督業の職務をみよう。

「巡回中小学督業職務規程ニ抛り……」とか、「本職規程第六条ニヨリ此段及御報告候也」とか明記してあるのをみると、長崎県においては小学督業職務規程が制定されていたのである。しかし、筆者はそれを捜し出してない。それ故、小学督業の職務の詳細は分らないが、前掲した資料から判断すると、小学校授業法、学校管理法を指導監督したり、小学校教員、授業生を召集して講習したり、小学校教員の検定試験を担当したり、学事の報告をしたりすることが、小学督業の職務であったと考えてみてよいであろう。これは、全国的に共通するものである。それでは、小学督業が学事巡視後提出した巡視功程書の内容を検討してみよう。

(三) 小学督業巡視功程書の分析

前述したように、長崎県において小学督業に任命されたのは、明治17年7月2日の近藤良蔵を嚆矢とする。そして、彼は、さっそく、同年7月9日、南高来、北高来、東彼杵、北松浦の4郡の小学校の中、27校を巡視している。巡回中、小学督業職務規程により、平戸小学校に於いて、近傍の学校教員を召集して、各学

科の教授法及び生徒管理法等を指示した。また、9月5日より、上下県両郡の小学校、88校を巡視し、その中の15校において教員及び補助員を召集し、各学科の教授法及び生徒管理法等を指示している。さらに、12月3日より北高来郡の小学校、32校を巡視し、その中の5校に教員を集めて、職務規程によりその方法を指示している。このように、明治17年7月2日に小学督業に就任して以来、⁽²³⁾近藤良蔵は、明治17年中において少なくとも3回、各郡の小学校を巡視している。しかし、筆者は、これらの巡視功程書に接していない。筆者の接した小学督業巡視功程書は、近藤良蔵6通、清水猪六5通（近藤良蔵との連名のもの1通を含む。）浜田千雄1通、計11通である。これらの巡視功程書の中で、一番日付が古いのは、清水猪六が明治18年9月初旬から10月下旬にかけて北松浦郡の小学校を巡視した後、提出した巡視功程書である。これは、同年11月2日、北松浦郡長磯野直諫へ提出した報告書写と、11月9日、学務課長小山健三に提出した報告書と、同日、長崎県令石田英吉に提出した上申書の三つからなる。参考のために三つの全文を掲げると次の通りである。

報 告 書 (全文2頁)

今般北松浦郡巡回中同郡長ノ請求ニヨリ明治十八年九月十一日瓊水田平下寺之小学校教員ヲ田平小学校ニ全九月十三日大崎田代御厨星麻等ノ小学校教員ヲ御厨小学校ニ全九月十五日阿翁遠通両小学校教員ヲ遠通小学校ニ九月二十日今福調川志佐日濱高野横辺田等之小学校等之小学校教員ヲ志佐小学校ニ全九月二十七日相浦学区内小学校教員ヲ中里小学校ニ全十月四日佐々学区内小学校教員(世知原小学校教員ヲ除キ)ヲ長坂小学校ニ全十月十一日下方学区内小学校教員ヲ中津良小学校ニ全十月十九日小値賀学区内小学校教員ヲ小値賀小学校ニ全十月廿六日生月学区内小学校教員ヲ里小学校ニ召集之上授業法等指示仕候依命別紙北松浦郡長へ之報告書相添此段及御報告候也

明治十八年十一月九日

小学督業清水猪六

学務課長小山健三殿

報 告 書 写 (全文2頁)

今般偏ク貴郡内ヲ巡回各小学校之状況ヲ視察致候処概ネ諸学科ヲ教授スルニ或ハ文字ヲ記憶セシムルノ之ヲ目的トセルモノアリ或ハ試験ノミヲ目的トセルモノアリ却テ基本ヲ忘レタルガ如シ之ニヨリテ能ク教授ヲ施スモノアレバ教育ヲ施サントスルモノハ

殆ント稀ナリ且又編制宜シキヲ得サル事教室内外ノ衛生上ニ全ク不注意ナル事教員ノ習慣善良ナラザル事等管理之法ニ至テモ改良ヲ要スルモノ甚多シ究竟上陳之弊アル所以ハ教員等未タ教育上ノ智識乏シキニ帰セズンバアラズ此ノ如キ教員ニシテ人員亦寡少為ニ不行届ナルコトナキニアラザレバ下等学校ニシテ中等科生ヲ養成スルヨリシテ益々不完全ニ陥ルモノ極テ多シ校簿ハ略整フト雖モ未タ完カラズ器具ニ於テハ机腰掛等ノ高低ニ意ヲ用キルモノナリ黒板ノ如キハ最も不足ナル処有之候書籍ハ僅ニ教科書ヲ備フルノミニシテ其他字書ヲモ有スル処鮮シ校舍ノ如キ其不完ナル雨露ダモ蔽フニ堪ヘザルモノモ有之候右職務規程第六條ニ拠リ及御報告候也

明治十八年十一月二日

小学督業清水猪六

北松浦郡長磯野直諒殿

上 申 書 (全文 4 頁)

先ニ命ヲ奉シテ北松浦郡ニ入り普ク該郡内小学校ヲ視察スルニ地勢ヲヨリテ自カラ状況ヲ異ニシ地方ハ島嶼ニ比スレバ一般ニ整備シ地方ノ中南部ハ北部ニ比スレバ更ニ勝ル処アリ其最良ナルモノハ万般ノ設備殆ント全ク大ニ進歩セリト雖モ概シテ未タ改良ヲ要スルモノ甚タ多ク読書即チ学問ト云ヘル觀念ハ深く脳裡ニ潜潤シテ小学校ハ此学問ヲ教授スルノミヲ以テ目的ヲ達シタルモノト信セラルガ如シ而シテ唯生徒ノ教科書ヲ誦読スル如何ヲ以テ憂喜ヲナシ甚シキニ至テハ一学期後ノ定期試験ヲ以テ最終ノ目的トセルモノナキニアラズ苟モ教科書アルモノハ其読方ニ属スルト他ノ学科ニ属スルト別ナク之ヲ暗誦セシムノミ修身科ハ其趣旨ヲ會得セシムルト実践トハ置テ問フコトナク博物地理物理等ノ科ハ単ニ耳ヲ以テ聴カシメ眼ヲ以テ視セシメズ皆殆ント読方科ニ徑庭アルコトナシ又口答若クハ筆答セシムルモノハ豫メ問題ト其答語トヲ選集シ置キ生徒ヲシテ之ヲ誦セシム故ニ生徒能ク之ヲ誦スルモ反射ノ運動ノミ誠ニ之ヲ解スルニアラザルナリ

校簿ハ略ホ緒ニ就クト雖モ管理ノ法モ亦注意ヲ要スルモノ多シ補助員ハ其人ノ優劣ニ関ハラズ教員ト一様ニ学級ヲ担任シテ毫モ監督ヲ受ケザルコト時間割ヲ充分ニ使セズシテ毎日授業ノ順序ハ多ク教員ノ意ニ随テ交換セラルルコト本校及分校若クハ分舎ヲ設置スル地ニ於テハ本校ト分校若クハ分舎間ノ関係租ニ過キ分校若クハ分舎ノ授業整ハザルコト教員ノ時間ヲ正シク守ラザル等ノ習慣規正ナラザルコト等

ハ皆其主要ナルモノナリ此ノ如ク教員ノ施サントスル所ハ専ラ教授ニアリテ教育ニアラザレバ洒掃、光線、器具ノ排置等僻邑ニテ容易ニ施行シ得ベキ丈ケノ体育ニ関スル事件モ全ク注意スルモノナシ究竟教員未タ智識ニ乏シキト謂フベキ事

外部ニ関スル設備モ未タ充分ナラズ器具ハ黒板ノ如キモ不足スル処アリ書籍ハ教科書ヲ備フルノミニシテ参考書ハ字書ヲモ有スルコトナシ聞ク教員週々参考書ヲ要求スルトキハ参考書ナドハ小学校ニ必要ナルモノニアラズトテ供給スルコトアルナシト校舍ノ如キハ其未完ナル言ヲ待ザルナリ之ニ加フルニ下等学校ニシテ中等科生ヲ教授スルニヨリテ益級数ヲ増加シ随テ諸般ノ設備ニ不足スルモノ少シトセズ中等学校ハ僅ニ中等科教員アルノミニシテ教授器械等ヲ全備スルモノハ一二校ノミ其他女子ノ為ニ裁縫科ヲ設置スルモノ甚タ稀ナリ今後北松浦郡巡回相済婦校仕候ニ付其間視察スル処ノ状況ヲ記シテ上申仕候也

明治十八年十一月九日

小学督業清水猪六

長崎県令石田英吉殿

三つの中、長崎県令に提出した上申書が、北松浦郡の学事の状態を詳細に示していると思われるので、それを中心に北松浦郡の巡視功程書の内容を検討してみよう。上申書によると、北松浦郡の小学校の状況は、地域によって、異なっている。地方は島嶼より一般に整備しているし、地方の中でも南部は北部より優れている。と、地理的に学事状況の差異があることを記している。そして、すぐれているところの中で最良のものには、ほとんど完全に設備の整っているところもあるが、しかしながら、一般的に言って、つぎのように改良を要する点が多い。「読書即チ学問ト云ヘル觀念ハ深く脳裡ニ潜潤シテ」と、読書すなわち学問という考えが強く、小学校教育の目的は、この学問を教授することと考えている。その結果、生徒に教科書を誦読させることに重点を置き、教科書があれば、読方の教科と同じく、いかなる教科もそれを暗誦させるだけである。修身にしても、博物、地理、物理等の教科にしても、「単ニ耳ヲ以テ聴カシメ眼ヲ以テ視セシメズ皆殆ント読方科ト徑庭アルコトナシ」である。

校簿についてはあまり言うことがないけれども、管理については注意すべき点が多い。無資格の補助教員は有資格の教員と同じく学級を担任し、少しも監督を受けていないので、自分の意のままに授業を実施している。さらに、本校と分校(分舎)とも並置している

ところでは、両者の関係が密接でなく、分校（分舎）では、授業が不充分であったり、教員が時間を守らなかつたり、教員の知識が乏しいため、その他いろいろの点で弊害が出ている。

設備においても充分でない。黒板さえ不足しているし、書籍は教科書を備えるだけで辞書のような参考書も備えていないし、「教員が週々参考書ヲ要求スルトキハ参考書ナドハ小学校ニ必要ナルモノニアラズ」と、備えようとしていない。校舎は不完全であるのは言うまでもないが、下等学校にして中等科生をも教授しているので、益々級数が増加し諸般の設備の不足を来している。又、その他、女子のために裁縫科を設置するところは甚だ稀である。以上が、上申書の学事報告である。北松浦郡長への報告書写の内容は、上申書の内容を要約したにすぎないので省略する。ところが、学務課長への報告書は、上申書と相異なる。この報告書においては、9つの小学校に近辺の小学校教員を召集し、授業法を指示した旨を記述し、前述の報告書写を添えて報告しているだけである。

上申日は、前述の巡視功程書より遅れたが、清水猪六が北松浦郡巡視に出発したところ、小学督業近藤良蔵は南松浦郡巡視に出発している。詳しく言えば、明治18年9月7日、長崎を発ち、同年11月17日に帰崎するまでの70日間、南松浦郡を巡視したのである。そして、彼は巡視功程書を提出している。それは、明治18年11月20日、南松浦郡長藤本頼慶に提出された報告書写と同年11月25日、長崎県令石田英吉へ提出された上申書との2つからなる。⁽²⁵⁾学務課長への報告書はないのである。上申書は18頁、報告書写は5頁からなり、非常に大部のものである。紙数が多いのが、他の小学督業のと相異して近藤良蔵の巡視功程書の特徴である。

それでは、南松浦郡の学事の状況を、上申書を中心に、検討してみよう。上申書は本文12頁、附録（図表）6頁、総頁18頁からなる。近藤良蔵は、明治18年9月7日、長崎を出発し、翌8日、南松浦郡福江村に着、その後、郡内小学校を巡視中、有川、三井楽、福江の三校においては最寄の教員、授業生を召集、授業法及び管理法を演述し、併せて明治18年8月12日公布の教育令の誤解を解き、11月中旬、全部の巡視を了り、17日、長崎県師範学校へ帰校したのである。南松浦郡学事巡視において先ず気づいたことは、巡視中は教育令改正の時期で、その趣旨を一般の人々が誤解していたということである。すなわち、教育令改正は放任主義の立場をとるものと考え、小学校を寺小屋のように簡単なものにしよとする動きがあった。さいわい

に、たまたま、学務課長の巡回があり、それを未然に防ぐことが出来た。それは「該郡教育ノ大幸ナリト云ハサルヲ得ス」と明記している。学事の状況をみるに、郡内の福江、岐宿、中通島の三学区を比べてみると、福江学区が一番進み、他の2学区は伯仲している。学校では、福江、崎山、久賀、奈留島、岐宿、三井楽、玉之浦、富江、有川、榎津、小串等の本校は郡内の小学校でも上位に位する。福江の女兒校は素より、富江、玉之浦に2校においても、既に裁縫の業を課するようになっている。この外、数分校にもやや整っているところはあるが、それ以外の本分校に至っては、帳簿、書器、校舎、教場等において不備である。教授方法をみるに、「教授ノ方法ハ概ネ記誦注入ニ陥リ惟試業ヲ目的トシ優等若クハ上等ノ卒業証書ヲ得セシメンコトヲ欲シ教則課程ノ如何ハ閣キ該郡ニ於テ経伺セル試験規則及ヒ撰題表ナル者ヲ教場ニ掲ケ之ニ依テ汲々トシテ試験ニ合格セシメンコトヲ勉メ或ハ教科書ヲ抜粋シテ之ヲ誦誦セシムルヲ以テ暗記問答ノ課業ニ至リテハ惟喋々原文ヲ誦述スルニ止マリ其旨意ヲ解スル者幾ント稀ナリ」と明記している。要するに、「該郡内各小学校ノ教授ハ常ニ試験法及ヒ撰題表ニ制セラレ」ている。そこで、「現行ノ試業法并ニ撰題表等ヲシテ今少シク範囲ヲ大ニシ平生教授ノ其法ニ束縛セラルルノ患ヲ除」くことが必要であるが、又、欠席生及び不就学者を督責することも、「目下尤モ要用ノ事タルベシ」。というのは、各小学校とも、大概、出席生が少なく、甚だしいところでは、教師1人にして生徒1人若くは3、4人というところもある。このようなところは、福江、中通島の2学区は少ないと言っても、岐宿学区においては珍しいことではない。ところで、一般に、在籍生は出席生に比べると、甚だ多いのであるが、これは、親が一時の督責を恐れて子弟を入学させるのであるけれども、数日若くは数十日と日数がたつにつれて、親の無理解のため、欠席者が多くなるからである。そのため、ある村においては、学校が設立されてからいく年か経ているのに、簡単な書翰でも認め得る者は、一人もいないのである。これは、父兄の学問に対する無理解にも起因するが、又、督励の不足、教師が、屢々交代するのにも原因する。そこで、今回の巡視において特に感じたことが4つある。その一つは、教員の功績条例なるものを設けて奉職後3年を経て功績ある者にあらざれば等級を進めたり、転動させたりしないこと。その二つは、戸長の事務が繁忙なので、その職務の一つである就学督責の幾分かを校長若くは首席教員に分担させること。その三つは、本校には、従来、校

長を置いて定額常費の経済は総て校長に委任して、郡長から許可を得るといふ手間ははぶくこと。その四つは、人口稀少の村落においては半年或は、3ヶ月を一期とする教場を開くこと。以上の4つは、今回の巡視において特に感ずるところのものであるが、これらは、他郡区においても差異のないものである。と述べ最後に、南松浦郡各小学校教師生徒及び各学区出席生比例の6頁足らずにわたる図表を掲げている。以上が上申書の内容であるが、南松浦郡長へ提出した報告書写は、この上申書を要約したものにすぎないので省略する。

南松浦郡の巡視功程書につづいて、清水猪六によって提出された壱岐石田両郡の巡視功程書を検討してみよう。この巡視功程書は、明治19年3月30日、提出された長崎県令日下義雄への上申書、学務課長小山健三への報告書、壱岐石田郡長佐々野勝衛への報告書(写)の三つからなる。清水猪六の巡視功程書は、他の二人のものに比べると、一般に、紙数が少ないのであるが、特に、この巡視功程書の頁数は少ない。すなわち、上申書4頁、報告書1頁、報告書(写)2頁である。上申書に添って、壱岐石田郡の学事の状況を検討してみよう。壱岐石田両郡の小学校を巡視したところによると、授業管理の方法は完全に改良されたとは言えないが、次第に改良されている。校舎は旧屋を改築したものが多く、その構造は、もとより、不完全で、採光の悪いものである。2階建の校舎においては、階段が不備である。黒板は、ほぼ、備わっている。机、腰掛は二人用のものが多く、年令、身長に応じて与えられてない。図書の種類としては、教科書を備えているのは勿論であるが、数冊の教育書も備えており、物理器械をも備えているところが4校ある。女兒教育の設備は行届いていて、裁縫科の教授をしないところはない。可須学区内各小学校及びその他一二の小学校では初等科以上は必ず男女教科を区別しているし、その他の学校でもそれをしようとしている。しかしながら、男女教科を別にすれば担当すべき学級数が増加するので、「教授難ニ陥ルノ弊ナキニアラズ」と述べている。各校の敷地は広くはないけれども、皆多少の遊歩場があり、体操を教授している。表簿は、皆、整頓している。授業は本校制定の小学校教則に則って行われているが、授業の間の十分間の休憩時間を利用しようとしていない。図書器具器械等の保存法も未だ十分でなく、体操を除いて、生徒の衛生上に関することには注意することが少ない。授業法は、「未だ真正ノ智識ヲ与フルコトナク文字ヲ記誦セシムルニ止マルモノ多

シ」。しかしながら、これを改良しようとする動きが教員の中にあり、最近では、講習を卒えた教師が在動しているところでは、着々とそれが行なわれている。教員の一般の風潮として、授業にはよく精を出すけれども、課外活動の感化力には注意する者がいない。以上が、上申書の要旨であるが、学務課長小山健三への報告書では、巡回中、明治19年2月14日、壱岐郡内小学校分校教員、補助員を諸吉小学校、2月21日、石田郡内の彼等を盈科小学校に召集して、授業法等に関し説示した旨が報告されているだけである。郡長への報告書写は、文の表現はやや違うが、上申書の内容を要約したものであるので省略する。

長崎県師範学校三等教諭小学督業近藤良蔵は、明治19年1月13日、南北高来郡巡回を申付けられ、翌14日長崎を出発、4月2日までの約80日間にわたって両郡8学区における135の小学校の本分校並に分舎を巡視した後、4月6日、長崎県令日下義雄へ上申書を、南北高来郡長へ報告書を提出している。南北高来郡の巡視功程書は、上申書(10頁)、南高来郡長への報告書写(6頁)、北高来郡長への報告書写(3頁)からなる。上申書は南北高来郡長への両報告書写をまとめたものである⁽²⁶⁾ので、南北高来郡の学事の状況を上申書に添って検討する。南北高来郡の学事の状況は、明治17年の巡視のときに比べると、出席生徒の増加、学力の進歩、教授法の改良、それらによる父兄の学校に対する信用の増大、体操の普及、教員給料の遅配の減少、教員の教授に熱心になっていること等々にみるように、一般的に言って、著しく進歩している。ところが、明治18年7月の教育令改正によって学務委員が廃止された結果、一時、私塾を再興しようという動きがあったり、多忙な戸長に、いやが上にも学事に関する事務が増大して、校舎の増築、合併、修繕、書籍器械の購入等々の事務が停滞している。そして、小学校経費の中心となっていた協議費が制限されたため小学校の維持が困難になる恐れあるのみならず、授業料主義をとる結果、就学生徒数は減少するだろうし、戸長は授業料未納者の処分⁽²⁷⁾に困るのであろう。そこで、就学督励の法を厳にする必要がある。又、校長若くは首座教員に就学督責の責任を分担させる必要があることは、南松浦郡巡視功程書でも述べた通りである。これに加えて、篤志家に書籍、石盤を寄附させたり、壱岐、石田郡のある地方のごとき学資をもってこれを購入したりして、貧生に貸与する法を設けることが必要である。そうは言っても、南北高来郡内においては、南松浦郡のように、出席生徒10人以下という分校、分舎はない。ところが

両郡内において上等に位する模範となるべき小学校は、島原、神域（以上北高来郡）の数校にすぎない。南高来郡の学事の状況をみると、人口、部落が少なくない所為か、校舎の数は101個で、北高来郡の3倍である。教師及び生徒の数も、少なくない。しかしながら、それらの中で、学舎に適するものは、島原、神域の2学区に、間々、散見出来る程度である。その他のところでは、大概、民家、倉庫を代用し、なかには「屋傾キ壁破レ風雨ヲ防クコト能ハス而シテ校舎ノ不潔一視シテ児童ノ健康ヲ害スルヲ知ルノミナラス舎内ヲ徘徊スル者ハ瓦墜キ質壊ルルノ恐ヲ抱カサルヲ得」ないところもある。この原因は学費の不足によると思われるが、それだけに因るとは思われないう、近藤良蔵は述べている。というのは、校舎の良否は町村の貧富に関係ないし、芝居、相撲などの遊興費には苦情を言わず費用を出す、教育費に対してはそうではないからである。尚、「教育其ノ物ノ無形ニ属シ且ツ目前ノ功能ヲ見サレバトテ遊興費ニ贅沢ニシテ教育費ニ吝嗇ナル」結果、本校といっても従来の机を用いたり、書籍器具の不備であったり、児童の所有物を借りて教授するところがあったり、今まで巡視した「他郡ニ於テ多ク見サル処」のことが、実施されている。これに加えて、公立学校に影響を及ぼす私塾があったり、分校（分舎）は、一般的に言って、1人ないし2人の教員しかいないのと、生徒が多くないのと、学級数を多く設ける結果、「完全ノ教授ヲ施ス能ハサル」ことが生じている。これは昨年と異なっていない。唯、昨年と比べて、「稍々観ヲ改メタル者ハ」、卓子、椅子を新調して少し教壇らしくなったところの2校、校舎の建換え、増築を行ったところの4校と2分舎、新教授法を採用したところの数校、体操を課しているところの5校、学級数を減し完全の教授を施している3ヶ村、夜学を起した3ヶ処にすぎない。試験は、2～3の地方を実見したところ、緩かすぎるところもあり厳しすぎるところもあり、成規によって執行するところは稀である。北高来郡の学事の状況をみると、校舎は34個にして、教員、生徒にしても南高来郡に及ばない。しかしながら、校舎や書籍器具等が粗々整っているところは少なくない。且つ、南高来郡の如く、平坦なところに、校舎を設置している。教授管理については、次のように述べている。

教授管理等ノ事ニ至リテハ稍々南高来郡ニ等シク算術教授ノ順序ヲ誤ル習字ノ不規則ナル女子作文ノ男子ト全一ナル等ハ未タ往々散見スル所ニシテ曾テ指示シタル教授法ノ行ハルベキ所モ今日ニ至ルマテ

実地セサルアリ

そして、教授法の改良は「師範学校及ヒ講習卒業教員ノ増加スルニアラサンバ一日若クハ二三時間ノ演述ト教授トニヨリ十分ノ改良ヲ遂クルコト能ハサルベシ」と明記し、最後に、「両郡各学区一覽表ヲ附シ此段上申仕候也」と結んでいる。この上申書の外、南北高来郡長への報告書があるが、前述したように、この両報告書は、上申書の内容とほとんど同じなので省略する。

つぎに検討する巡視功程書は、他のものと相違して小学督業清水猪六と近藤良蔵との両名で長崎区内を巡視した後、書かれたものである。ここに、この巡視功程書の特徴がある。そして、それは、明治19年4月19日、長崎区長へ提出された報告書写（1頁）、4月21日、長崎県学務課に提出された報告書（1頁）、翌日の4月22日、長崎県令 日下義雄に提出された上申書（4頁）の3つからなり、⁽²³⁾接した巡視功程書の中で一番頁数が少ない。上申書に添って、長崎区内の学事の状態をみてみよう。長崎区内の小学校は、その外部の設備と内部の授業管理の方法ともに頗る進歩したものがあると言っても、まだ改良すべきつぎのような点がある。まず、「教育ハ概シテ文字ノ教授ト信スルコト尚多クシテ教科書参考書ノ用法ハ其ノ当ヲ得ス又課程表ノ履行ハ教育最終ノ目的ト誤認セル者アルガ如シ」。そして、教師には、毎日、予習して授業の計画を立てる者が少ない。各教科の授業の状況を述べると、修身は、始終、教科書の暗誦に専らである。読方は、「惟反復斉唱ヲ事トシ手ト目ト用ヒテ個々ノ文字ニ注意セシムコト発意ヲ正スコト意義ト実物トニヨリテ觀念ノ聯結ヲ推シ広ムル事等アルナシ」である。仮名単語等の教授は、「殊ニ児童ヲシテ口頭得識ニ流レ遂ニ課程ヲ厭倦セシムルニ至ランコトヲ恐ルル」ほどである。作文は、題目の選択と教授の順序に注意せず、生徒の考えを表現させることよりも他の作文を暗誦させることが多い。習字では大文字を教えて、小文字を教えようとしないう。算術は、「教室ニ入りテ心頭ニ泛ヒタル問題ヲ任意ニ課スル等ノ事アリテ教授ノ順序整正ナラス」とある。その他、地理、博物、物理等の諸教科は、教科書の暗誦ないしは教師一人の講義におわっている。学校管理についてみると、器具の排列児童の携帯品の整理には大いに意を用いているが、「未タ静肅ナルコトト規正ナルコトトニ点ニ於テ十分ナラスシテ授業ノ終始等精確ナラス」。体操は、毎日実施されているけれども、「衛生上ニ関スルコト及ヒ遊戯時間ノ躰方ニ注意スルコトモ亦厚カラス」。ゆ

えに、「自今以後各校共ニ旧慣ニ安スルノ風ヲ去リ互ニ実施ノ得失ヲ考ヘ益々教授管理ノ方法ヲ研究スルニアラスンバ内外完全ノ学校タルコトヲ得ヘカラサル者ト視察仕候段上申仕候也」と上申書を結んでいる。上申書は詳細に明記しているのに対して、他の巡視功程書の例にもれず、長崎県学務課に提出された報告書は、「今般長崎学区各小学校巡回之際区役所へ示談之上女児小学校ヲ除ク外各教員補助員等ヲ講習所ニ召集シ教授法管理等ノ将来改良ヲ要スベキ事件ニ付指示致シ候」と報告しているにすぎない。長崎区長への報告書写は、「御部内各小学校巡視相済候処全体ニ付テハ近年著シク進歩セシ者少カラスト雖トモ教授管理ノ二点ニ至テハ未タ十分改良ヲ加ヘサル所モ有之候ニ付爾後勉テ其方法ヲ研究セシメ且ツ各学校平素気脈ヲ通シ互ニ実施ノ得失ヲ視察セシムル等ハ尤モ要ノ事ニ可有之候」と、上申書で明記した改正点を具体的に記述しない報告に終わっている。

清水猪六は長崎区内の巡回につづいて、東彼杵郡を巡回した。そして、東彼杵郡巡視功程書を提出している。巡視功程書は、明治19年6月3日、東彼杵郡長へ提出された報告書写(2頁)、6月8日、長崎県学務課長へ提出された報告書(1頁)、県令代理長崎県大書記官へ提出された上申書(3頁)の3つからなる。上申書に添って、東彼杵郡の学事の状況をみてみよう。⁽²⁹⁾東彼杵郡内3学区は、「小学校ノ等位ニヨリテ殆ントソノ学級数ニ等シキ教員補助員ヲ配置シ一授業者ヲシテ一学級ヲ担任セシムルノ経画備ハリ」、四ヶ浦学区を除いて、初等学校にして中等科生徒を教授するところはない。しかしながら、「該郡モ亦従来巡回セル諸郡ト等シク小学校教員等職務上ノ智識ニ乏シク旧慣ニ安スルノミニシテ授業管理ノ方法未タ改良セルヲ見ズ」とある。ところが、新しい授業管理の方法の講習を受けた小学校教員の在勤する小学校においては、改良の端緒を開く動きがあっても、講習卒業者は、大概、「一校ノ首長ニアラズシテソノ下ニ属スルモノナルヲ以テ旧慣ノ勢力ニ圧セラレ折角学ヒ得タル処モ或ハ実施シ得ザルノ患ナキ能ハズ」という状態であった。それゆえ、資格を問わず、一校の首長を召集して先ず講習すれば、講習の効果をあげられるのではないか。校舎は旧庄屋の家屋を修繕されたものが多いので、幅広く間取りが悪いし、窓が小さいため採光が不十分である。そして、教室は小室に区切られる傾向があり、狭小すぎるところもある。机、腰掛等の器具は二人用のものが少なくして3人用のものが多い。学区別にみると、早岐学区は、大概、学校用に校舎を建築し

ているし、器具も2人用のものが多く、他の学区より「稍々進歩セル処アリト謂フベシ」の以上が上申書の内容であるが、学務課長への報告書は、他の学務課(長)への報告書と同じく、明治19年5月9日、大村学区内、5月16日、四ヶ浦学区内、5月23日、早岐学区内の小学校教員補助員を、私立大村中学校、川棚小学校、早岐小学校にそれぞれ召集して授業管理の方法を説示したと、東彼杵郡長への報告書写を添えて報告しているにすぎない。報告書写は、上申書の内容を1頁にまとめたものである。

つぎに検討するのは、清水猪六の後、小学督業に任命された浜田千雄の巡視功程書である。前述したように、彼が小学督業に就任した日は明治19年9月である。そして、彼は、明治19年11月30日、南松浦郡巡回を命ぜられているが、それが、著者の調査したところ一番古い学事巡視である。その後、彼は、明治20年1月17日、東彼杵郡大村、1月31日、南高来郡島原及神代村、4月30日、西彼杵郡、6月17日、南高来郡等々の学事視察を命ぜられている。しかしながら、これら学事巡視の巡視功程書は、発見していない。彼の巡視功程書の中で発見したのは、つぎの巡視功程書だけである。これは、明治20年10月26日、長崎県知事日下義雄に提出された復命書と長崎県島司北原雅長へ提出された報告書写とからなる。そして、この復命書と報告書写は長崎県尋常師範学校長小山健三に差出され、明治20年11月19日、長崎県知事日下義雄に提出された。一旦、師範学校長に差出され、その後、「本校元三等教諭兼小学督業浜田千雄上下県郡巡回別紙復命書差出候ニ付進達ス」と、県知事に提出されたのは、これまで検討してきた巡視功程書の提出手続と相違している。さらに、他の巡視功程書と相違するところは、県令あての上申書という名称が復命書という名称に変わり、復命書の中に長崎県島司あての報告書写をそのまま挿入して、復命書の学事報告をそれで済ませていることである。復命書は、報告書写(7頁)を含めて9頁になる。そして復命書は、先ず、「小官此度視察仕候上下県郡学事ノ状況左之通及上申候」と明記した後、報告書写がつづく。報告書写は、その初めに、「小官此度視察仕候上下県郡学事ノ状況左之通及報告候」とあるように、上下県郡の学事の状況を報告したものである。上下県郡の学事は、明治19年の小学校令公布後、大変衰頹しているように聞いていたが、「此度巡回シ目下状況ヲ視察スルニ漸々復旧改進ノ姿有之即戸長ノ尽力教員ノ熱心ノ気頭ハレ人氣モ亦稍教育ノ忽諸ニ附ス可カラサル事ヲ曉リシ様ニ有之」。したがって、当時

教育上一困難事とされていた女子就学においても、78校においては、「殆ント十分ノ点ニ達シ」ている。他校においても、少し努力すれば、十分の効果を上げることができると思われる。鶏知、鴨居瀬学区の校費の渋滞も解決の方向に向っているけれども、仁位学区においては校費の渋滞の萌しが見えている。各学区共に、毎月、教育談話会を催しているため、学校内部の改良は日増に進歩の様子が見えている。しかしながら、惜しいことには、その談話事項が教授法の一端に過ぎなく、その会員に教員以外の人がないことである。以上、上下県の学事の状態であるが、浜田千雄はつぎのようなことを提案し、「向後学政上御参考ニ供シ」ている。それを要約すると、

- 一、対島教育会を起し、教師の団結を図ること。
- 二、厳原、仁位、佐須奈の3ヶ所で講習会を開き、教師の「心意ヲ強壯ニスル」こと。
- 三、就学督責を強化すること。
- 四、就学督責をする場合、一村内は勿論、各村同時に行なうこと。
- 五、簡易科を尋常科に復することは喜ぶべきことであるけれども、そのために就学の不便、校費の渋滞をきたすのは喜ぶべきことでないこと。
- 六、尋常、簡易校を隆盛にするには、高等小学校を隆盛にしなければならないので、その校内に寄宿舎を設置し募集の便を計ること。
- 七、地方（厳原以外）の子弟のため、高等小学校内に農業科を設置すること。

七つの提案について、3頁にわたる上下県の学事一覧表を掲げているが、省略する。以上が報告書の内容であるが、復命書は、それにつづいて、「上下県郡学事ノ状況ハ右報告書ノ如クニシテ漸々復旧改進ノ姿相見ヘ候」という文章がくる。そして、学事復旧改進の様子が見えるのは、「当春来島庁ヨリ特別ノ注意アリシ結果ナレバ、此注意ニシテ向後猶精密ナランニハ漸々改良の功期ス可ク候」と明記している。ところが、先ず、対島簡易科教員の俸給は、地方税、若くは、国庫金をもって補助する必要がある。というのは、対島においては、20内外の戸数の村が大部分で、富豪の家なく一村を以て一校を設け、俸給4円以上の教師を聘することが難しいからである。以上が、復命書の内容である。

最後に、近藤良蔵の小学督業在任中の最後のものと思われる巡視功程書を検討してみよう。西彼杵郡巡視後、彼は、明治21年2月9日付の長崎県知事日下義雄あて上申書を長崎県尋常師範学校長小山健三へ提出し

た。そして、小山健三は、同年2月13日、「当校小学督業心得近藤良蔵ヨリ別冊両彼杵郡巡回復命書差出候ニ付進達ス」とあるように、上申書を長崎県知事代理長崎県書記官中村治郎へ提出している。この上申書は、本文（2頁）、附記された「巡回中感覚ヲ起シタル事項左ノ如シ」（7頁）、と明治21年2月7日づけ西彼杵郡への報告書（15頁）からなる。近藤良蔵の巡視功程書の例に漏れず、大部のものである。彼は先ず上申書の本文で、西彼杵郡の学事の状態についての感想を集約して次のように述べている。

西彼杵郡内遠海島嶼ノ数校ヲ除ク外各小学校巡回相済候処全体を通覧シテ昨年（筆者註：明治19年5月1日より7月11日までの巡視をさす。）巡視ノ時ニ比スレバ改良進歩セシ廉モ少カラス候得共毎校ニ付テ細ニ其進否如何ヲ察スレバ間々或ハ逡巡進マサル所モ有之是等ハ畢竟村方人民ニ於テ教育ノ効能如何ヲ弁セサルニヨルベシト雖トモ抑々亦管理者ニ於テ勸奨督励ノ足ラサルニ源因スル者ト信認仕候

そして、「前後視察セシ各校一般ノ景況ハ郡長ヘノ報告書ニ掲ケシヲ以テ別紙其写ヲ添ヘ更ニ巡回中感覚ヲ起シタル数条ヲ附記シ此段上申仕候也」と結んでいる。そして本文に「巡回中感覚ヲ起シタル事項左ノ如シ」を附記している。その内容は4ヶ条からなる。それを要約すると、次の如くなる。

1. 教授用の書籍、器械ならびに参考書等の不備な学校があるにかかわらず、従来の不完全に慣れていることと、村会が節減主義をとることのために、それらが十分備えられない。しかるに、各小学校が必置すべき、それらの目録を作り、3ヶ月ないし半年以内に、必ず、それらを購入させること。
1. 管理者は、学校経費予算案を村会に提出するにあたり、予め学校に諮問し認可を得るか、通知をすること。又、尋常小学校においても校長を置いているところは、高等小学校と同じように、経費の支出を学校に委任すること。
1. 授業生の任免は郡区役所（実際は学務担任書記）の権限に属するけれども、それでは学校側の意向と一致しない場合があり、「学校全体ノ不利ヲ醸スコトナシトセス」という状況が生じる場合があるので、郡区長の承諾を得て、学校が任免の責任をもつように改めること。
1. 簡易科卒業者の父兄の中には、その子弟に、より高等の学問を修めさせようと希望する者がある。ところが、彼等が尋常小学校に子弟を行かせようと思っても、距離、経費的に、資力あっても年令的にそれ

ができない。そこで、簡易科においては、土地の状況により、授業時間を3時間の外1時間伸長し、又は、修学年限3ヶ年の外に補修科1ヶ年を置くこと。

以上、4つの条項を提案したのであるが、「右各条中末条ハ勿論前三条ト雖トモ県下各郡同一ナルヲ以テ冀クハ其筋ニ於テ何分ノ御詮議アラソコトヲ」と結んでいる。つづいて、報告書の内容に立入ってみよう。報告書は、本文で、上申書の本文と同じ趣旨の西彼杵郡の学事の状況について述べ、そして、「例ニ從ヒ左之各校大体ノ景況ヲ掲ケ尚将来ニ希望スベキ数条ヲ記シ此段及御報告仕候也」と、次のように西彼杵郡の学事の状況と将来希望すべき事項について別記している。そして、別記事項は、項目を設け、項目ごとに報告しているのが、この報告書の特徴である。項目は、『高等小学校』、『尋常小学校』、『簡易小学校』、『生徒』、『教師』、『教授法』、『管理法』、『就学規則実施ノ景況』、『授業料』、『経費』、『人民ノ教育思想』、『将来ニ希望スベキ条件』等々の12項目である。項目ごとに、その内容を検討してみよう。『高等小学校』、すなわち第三高等小学校は「全ク新規開業ニ係ルトハ云ヒナガラ」、設備が不十分であるのは勿論のこと、授業法、管理法においても未だ十分でない。そして、物は初めが大切であるので、「該校ニ於テハ殊ニ校規ノ厳正ト生徒ノ儀方トニ注意ヲ促シ」ているが、未だ、「十分ノ効ヲ見ルコト能ハサリシナリ」と。『尋常小学校』は数多あるけれども、その名に恥ないものは、「漸々全数ノ三四分ヲ占ムル」にすぎない。しかしながら、校舎のよくないものもあるけれども、前回の巡視のときに比べれば、大いに進歩している。『簡易科小学校』は、「文部省ノ趣旨ニヨレバ簡易学校ハ国民教育上大ニ重大ノ關係ヲ有スル者ナリト」あるにかかわらず、「村民モ管理者モ總テ簡易科トハ粗末粗造ノ者ヲ謂フナリト信シ」ており、器械、書籍、校舎、授業等々、ことごとく簡易である。「誠ニ遺憾之次第ナリ」。『生徒』は、一般にその数を増しているけれども、女生徒数は、先年と異ならず、僅少である。彼等の学力は見るべきものがあるが、しかし、「教科書ノ暗誦ニ止マリ」、実用実施のことについては容易に理解できないものがある。『教師』は、今回視察した70余校中、師範学校卒業の者が24名にしかすぎない。他は検定試験合格の者か功績證書を有する者である。そして、規則によれば、補助員の数は訓導の数を超えることはできないけれども、実際には、補助員を以てて授業を補助させた

り、担当させたりしているところがある。『教授法』は「大概新主義ニヨルガ如シト雖トモ間々之ヲ誤解シ」ている者がいる。「今教授上ノ失点ヲ挙クレバ」、次のとおりである。習字では手本によらず、板書した白墨の文字で教えている。算術ではその原理を解かなくて、その法式だけを教える傾向がある。作文は実用に迂遠であり、読方においては、往々、斉読を用いて鸚鵡的な傾向がある。体操は不活発であったり、その他多少の失点をあげることはできるが、一般的に言うところ、「十分ノ七八ハ稍々当時ノ主義ヲ採レル者ノ如シ」。これは、講習会、研究会の効果、師範学校卒業生の増大、教師の自己研修によるのであろう。『管理法』も先年と異なったところはないでもないが、従来の習慣により生徒の入学は一定してないので、学級の編成が宜しきを得ないところがあるのみならず、学校内部も十分に整ってない。唯、学校は「文字ノ教ヘヲ為スニ過キザルガ如キ所ナキニアラズ」とある。『管理者』（各村戸長）は、事務多忙と言っても、毎日一回位は少くとも学校を視察する必要がある。というのは、戸長の事務が多忙であるとは言うまでもないが、それでも学事の隆盛をきたしているところがあるのは、「多忙ノ中ニ立テ応分尽力シタル者ト信セラル」からである。『就学規則実施ノ景況』をみるに、就学督責は、昨年からは着手したといっても、就学督責の順序、方法及び寛厳が区域によって異なるため、10区域の外、著しく生徒数を増したところは少く、はなはだしいところでは、以前より生徒数が減ったところが6区域ある。そして、就学督責の効力は女兒よりも男児において著しい。これは、大体において、父兄が女子の教育を必要と考へないのにもよるであろうけれども、就学督責する人そのものもその域を脱することが出来ないからであろう。『授業料』は、授業料主義により、生徒から徴収しなければならないのであるけれども、それを実施すれば、就学生徒数の減少をきたしたり、就学督責上実に一層の困難を生ずるにより、授業料を徴収しないところがあるのは「現今人民ノ教育思想ニ於ル進度ヲ酌量スレバ」止むを得ないことである。が、これは法令に戻り、「父兄ハ幾分カ子弟ヲ教育スルノ重任ヲ忘却シ子弟ノ教育ナル者ハ単ニ学校ノ責任ナリト思惟スルニ至ランモ亦タ測ル可ラス」。ただ、この郡は他郡に比べて、授業料を徴収しないところが多い。『経費』は、小学校令改正前に比べると、「過半ヲ減シタル」上に、教育費の徴収が思うように行かぬため、「校舎ノ修繕ナリ書籍ノ購求ナリ学校内部ノ事業止ムヲ得シテ其不完全ニ安着セシ少

カラサルナリ」と、『人民ノ教育思想』について容易に判定することは出来ないが、近年、就学生中、間々戸長の督責を受けずして、自主的に就学させる父兄がいるようになったことと、書籍、石磬を学校より借用する者が減少したことから判断すると、一般の人々も教育の必要を感じるようになったものと思われる。しかしながら、「是レ惟学校ニ於ル読書算ノ利益ヲ稍々感シタル迄ニ止マリ未タ国家ノ良民ヲ養成スルニ於テ教育ノ必要ヲ覚語シタル者トハ思ハレサルナリ其故ハ学校内外ノ不完全ナルト否トヲ問ハスシテ其児童ノ仕付方如何ヲ顧ミル者少キヲ以テナリ」。最後に、『将来ニ希望スベキ条件』を掲げている。それは五項目からなる。

1. 積金、寄附金は学校を維持するにおいて最も重要なものであるので、従来資金を有せざるところは、奨励して郡内人民から醸金させること。

1. 従来、学校側は自校の一年間の予算額を知らないところが多いので、予算額以上の物品を購入しようとする場合がある。そこで、管理者は、予算案を提出する場合には校長若くは首座教員に諮問し、認可を得、予算額を決定したら、彼等に通知すること。そうすれば、学校側においても校具の取扱保存等一層注意することにもなる。

1. 入学の一定しないのは、学級編成上においてもいろいろと問題があるので、新入学は毎年学期の始めとすることを厳守すること。

1. 数校連合して、毎月一回、実地授業の批評会、学区連合して教育会を開催すること。

1. 教育及び教授法に関する有益の書籍を学校に備えて教員に供することは勿論、如何に貧校と言っても、高等、尋常学校の教員に毎年一度位、県庁下の学校を参観する機会を与えること。

以上、長崎県の各郡区ごとに、一つの巡視功程書を選び検討してきたわけである。が、これらの外に、長崎県には紙数の都合にて省略する3つの巡視功程書がある。年代順にみると、清水猪六が、明治19年2月提出した『西彼杵郡巡視功程書』と、近藤良蔵が明治19年7月提出した『西彼杵郡巡視功程書』⁽³²⁾。そして、明治20年10月提出した『壱岐石田郡巡視功程書』⁽³³⁾である。そこで、例示した巡視功程書と前述の三つの巡視功程書を中心として、他県すなわち岩手県、宮城県における小学督業巡視功程書と比較しながら、小学督業巡視功程書の性格、小学督業の職務(役割)、小学督業設置時の学事状況についてまとめると、次の通りである。

① 小学督業は、巡視後、巡視した地域の学事の状況について県令、学務課、郡長に報告する義務があった。その報告書が巡視功程書であることは、前述の通りである。

② 巡視功程書の書式は、提出先(県令、学務課、郡長)に応じて異なっていた。すなわち県令に対するのが、一番大部で、学事全般にわたって詳細に報告しているのに対し、学務課に対しては、教員を召集して授業管理法を指示した旨しか報告してない。また、郡長に対しては、県令に対する報告書を要約したものである。

③ 巡視功程書の書式はまた、他人によって、あるいは時代によって異なっていた。長崎県における三人の小学督業の巡視功程書と比較すると、近藤良蔵のが非常に大部で詳細で、浜田千雄のがそれにつづくのに対し、清水猪六のは小冊である。内容は、学事全般にわたってだらだらと書いているのが多い。ところが、前述したように、近藤良蔵は、項目を設け、項目ごとに報告しているのである。岩手県の場合は、『説論』、『不就学』、『校舎及校具』、『教材及管理』、『修身課』、『読書課』、『作文課』、『習字課』、『算術課』、『教科用書』等々という項目を設け、その項目ごとに報告している場合と、巡視した学校ごとに報告している場合がある。栃木県の場合は、日記風に報告しているのである。

④ 巡視功程書の内容は、校舎及び校具、教材及管理教員、生徒の学力及び就学率、各教科、講習会、…その他にわたっている。

⑤ 文部省が、前述の達の中で、「主トシテ小学校教員ノ授業等ヲ監督スルノ職務ニ有之」と明記しているが、(4)から分るように、小学督業の職務は、小学校教員の授業を指導監督するばかりでなく、校舎、校具の点検、就学督励、小学校教員の講習及開催、諸学校令の趣旨の説明、その他、学事に関係すること全ての指導監督を行なわなければならなかったのである。これからも、小学督業は、我国の近代学校史上、重要なものであることが分るであろう。

⑥ 最後に、明治18年から明治21年にかけて長崎における学事の概況を巡視功程書に沿ってまとめてみよう。当時の学事の状況を一言で言えば、明治5年学制が公布され、近代的学校制度が発足して15年になるのにかかわらず、学事は遅々として進歩していなかったといえよう。校舎、校具は不備であり、教師の学力は低く、授業はすべてにわたって、記誦注入一点張りで、生徒の就学率も低く、特に女子の就学

率は低い。そして学事の発展の状況は、地方差がある。これは、長崎県ばかりでなく、岩手県の場合にも強調していることである。

(註)

- (1) 学制，教育令，改正教育令時代，教育内容，方法等の指導監督機関として，巡回訓導が，各地方に設置された。それについては，拙稿「巡回訓導について」日本教育学会編『教育学研究』第2号を参照のこと。
- (2) 『師範教育関係法令の沿革』昭和13年 54頁
- (3) 同上書 58頁
- (4) 『官報』明治17年3月7日
- (5) 小学督業について詳しくは，拙稿「小学督業について」『広島大学教育学部紀要 第1部 第18号』を参照のこと。
- (6) 同上論文の4頁を参照のこと。
- (7) 同上論文の4～6頁参照のこと。
- (8) 同上論文の8頁参照のこと。
- (9) 『長崎県議会史』第1巻 1436頁
- (10) 同上書 1442頁
- (11) 『学務課教育掛事務簿教員以下進退ノ部 第4部 明治17年7月 長崎県』（長崎県庁文書）
- (12) 長崎市立勝山小学校『勝山小学校沿革史』昭和28年3月11日 4頁
- (13) 『学務課決議簿学校教員進退ノ部 明治19年9月12日 長崎県』（長崎県庁文書）
- (14) 『文部大臣江普通免許状上申及び無期地方免許状交付ニ関スル取調書類 明治24年 長崎県』
- (15) 『学務課決議簿学校教員進退ノ部 第6部 明治19年自9月至12月 長崎県』
- (16) 『官報』明治20年10月5日
- (17) 『尋常師範学校近藤教諭慰勞金ノ件』『学務課決議簿教員進退ノ部 明治21年自1月至4月 長崎県』
- (18) 『文部大臣江普通免許状上申及び無期地方免許状交付ニ関スル取調書類 明治24年 長崎県』
- (19) 『学務課決議簿教員進退ノ部 明治21年自1月至4月 長崎県』
- (20) 小学督業制度が廃止された後，第17高等小学校訓導であり，後に郡視学となった野田千太郎は，「明治二十二年六月二十一日教授法等取調ノ為メ六月二十四日ヨリ七月一日マテ郡内各小学校巡回ニ付小学督業ヲ囑託セラル」『文部大臣江普通免許状上申及び無期地方免許状交付ニ関スル取調書類 明治24年 長崎県』とある。この資料から判断すると，小学督業制度廃止後，小学校訓導の中，優秀な者が，臨時に，小学督業に任ぜられたものと思われる。
- (21) 註(10)，(17)の資料を参照のこと。
- (22) 註(18)の資料参照のこと。
- (23) 註(10)の資料参照のこと。
- (24) 『学務課督学掛事務簿督学ノ部 明治18年自11月至12月 長崎県』
- (25) 同上書
- (26) 『学務課督学掛事務簿督学ノ部 第2 明治19年自4月至6月 長崎県』
- (27) 同上書
- (28) 同上書
- (29) 同上書
- (30) 『学務課決議簿学制ノ部 明治20年自11月至12月 長崎県』
- (31) 『学務課決議簿学制ノ部 明治21年自1月至3月 長崎県』
- (32) 『学務課督学係事務簿督学ノ部 第2 明治19年自1月至3月 長崎県』
この巡視功程書は，明治19年2月25日西彼杵郡長へ提出された報告書（3頁），と翌日の2月26日，学務課長代理へ提出された報告書（2頁），県令代理へ提出された上申書（6頁）の三つからなる。その内容は，紙数の関係で省略する。
- (33) 『学務課決議簿督学ノ部 第3 明治19年7月 長崎県』
この巡視功程書は，明治19年7月17日，西彼杵郡長へ提出された報告書（4頁）と翌々日の7月19日，学務課へ

提出された報告書（1頁），県令へ提出された上申書（本文10頁と図表5頁，計15頁）の三つからなる。その内容は，紙数の関係で省略する。

(34) 『学務課決議簿学制之部 明治20年自8月至12月 長崎県』

この巡視功程書は，明治20年10月1日，杵岐石田郡長へ提出された小学校教員講習報告書写（5頁）と，同月27日，杵岐石田郡長へ提出された報告書写（14頁），県知事あて上申書（2頁）の三つからなる。これらは，一旦長崎県尋常師範学校長小山健三へ提出され，明治20年11月1日，長崎県知事日下義雄へ差出された。その内容は，紙数の関係で省略する。

(35) 岩手県における小学督業巡視功程書は，次の資料にある。『岩手県教育史料集 第14集 明治19年 230～235頁』と『岩手県教育史料集 第15集 明治20年 101～107頁』。

(36) 宮城県における小学督業巡視功程書は，次の資料にある。『教育報知 第6号 明治18年7月30日 13頁』。